

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	令和8年2月24日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	垂井町 21361
地域名 (地域内農業集落名)	岩手地区 (菩提集落、長畑集落、川原集落、下町集落、五明集落、漆原集落、谷集落、宮の前集落・伊吹集落・大石集落・不帰集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	240.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	240.2 ha
② 田の面積	226.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	14.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	21.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	21.1 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・岩手地区の農業経営体数は34経営体(R2)となっており、このままの減少率で推移すると、令和12年には10経営体、令和17年には5経営体になることが推計され、農業経営体数の大幅な減少が見込まれる。

・各集落に中心的に地域の農業を担う者営農組織及び認定農家が存在し、それらの主な経営体への農地集積が進んでいるが、法人のオペレーター不足や高齢化、新たな担い手の確保が課題である。

・地域の中心的な担い手への集積化は進んでおり、集約化が課題となっている。農地条件(日当たり、水はけ、形、大きさ等)が異なるほか、土地所有者の意向があり、集約化の推進に課題がある。

・山間部では、鳥獣被害や急斜面の畦畔、狭小農地等の条件不利地が存在することも集約化を難しくしている。

・主要農産物は、米、麦、大豆を生産しており、土地利用型農業が営まれている。

・近年の農業資材(機械、燃料、飼料)等の物価高騰が農業経営を圧迫している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・現在の米・麦・大豆を基幹作物とした土地利用型農業を推進し農地利用を維持していく。

・地域農業で一帯となって、有機農業などの環境負荷の少ない環境保全型農業や野菜などの高収益作物の生産による収益性の向上と経営の複合化を図る。

・中心的な担い手への集積・集約化を進めるとともに、農業に係る負担の軽減と担い手の確保を図り、持続可能な農業経営を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針				
農地中間管理機構を通した貸付けを進め、各集落の中心的な担い手への集積・集約化を進める。				
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標				
現状の集積率	84.4	%	将来の目標とする集積率	85.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標				
今後は、現在の状況を維持しつつ、新たに貸付対象となった農地は、農地中間管理機構を通して各集落の中心的な担い手へ集約する。なお、隣接する農地を耕作する中心的な担い手への貸付を基本とし、効率的な農業経営ができるよう集約化を進めていく。				

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 農業委員や農地利用最適化推進員と町が農協と連携しながら、中心的な担い手に対する集積・集約化を進める。併せて、集約化による農業経営の合理化が、地域農業の存続に必要な不可欠であることを地権者に対して周知し、集約化しやすい地域風土の醸成を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法 農地所有者の意向により、個別に各中心的な担い手に農地が貸付され、集約化が進んでいないため、新たに貸付対象となる農地は全て農地中間管理機構を通した貸付とし、各集落の中心的な担い手へ集約化を行う。
(3)基盤整備事業への取組 ほ場整備や土地改良事業等を推進し農業生産基盤の強化を図るとともに、畔や農業用施設の維持・管理に要する人的負担が軽減するような更新も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 町やJAと連携し、地域内外からオペレーターを募ることにより担い手の確保を図り、各集落の中心経営体を次世代に継承していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①山際を中心に有害鳥獣の被害が多く、防護柵の設置・管理を継続して地域で実施する。
③スマート農業の推進により作業効率の向上や省力化を図っていく。
⑦多面的機能支払交付事業や中山間地域直接支払交付事業に取り組み、集落内の農地の保全・管理を地域ぐるみで行い、畔や農業用施設の維持管理を継続して実施する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、小麦、大豆、飼料用米、蕎麦	71.9 ha	ha	水稻、小麦、大豆、飼料用米、蕎麦	72.1 ha	ha	A	
認農	B	水稻、小麦、大豆、飼料用米	22.1 ha	ha	水稻、小麦、大豆、飼料用米	22.1 ha	ha	B	
認農	C	水稻、小麦、大豆、飼料用米	26.3 ha	ha	水稻、小麦、大豆、飼料用米	26.3 ha	ha	C	
認農	D	水稻、小麦、大豆、飼料用米、野菜	30.6 ha	ha	水稻、小麦、大豆、飼料用米、野菜	30.6 ha	ha	D	
認農	E	水稻、小麦、大豆、飼料用米	21.4 ha	ha	水稻、小麦、大豆、飼料用米	28.0 ha	ha	E	
認農	F	水稻、小麦、大豆、飼料用米	23.0 ha	ha	水稻、小麦、大豆、飼料用米	23.0 ha	ha	F	
認農	G	水稻、小麦、大豆、飼料用米、野菜	8.4 ha	ha	水稻、小麦、大豆、飼料用米、野菜	8.4 ha	ha	G	
認農	H	水稻、小麦、飼料用米	7.1 ha	ha	水稻、小麦、飼料用米	7.5 ha	ha	H	
認農	I	露地野菜	0.5 ha	ha	露地野菜	1.3 ha	ha	I	
認農	J	肥育牛	ha	ha	肥育牛	ha	ha	J	現状 :290頭 10年後 :500頭
計	10経営体		211.3 ha	0.0 ha		219.3 ha	0.0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

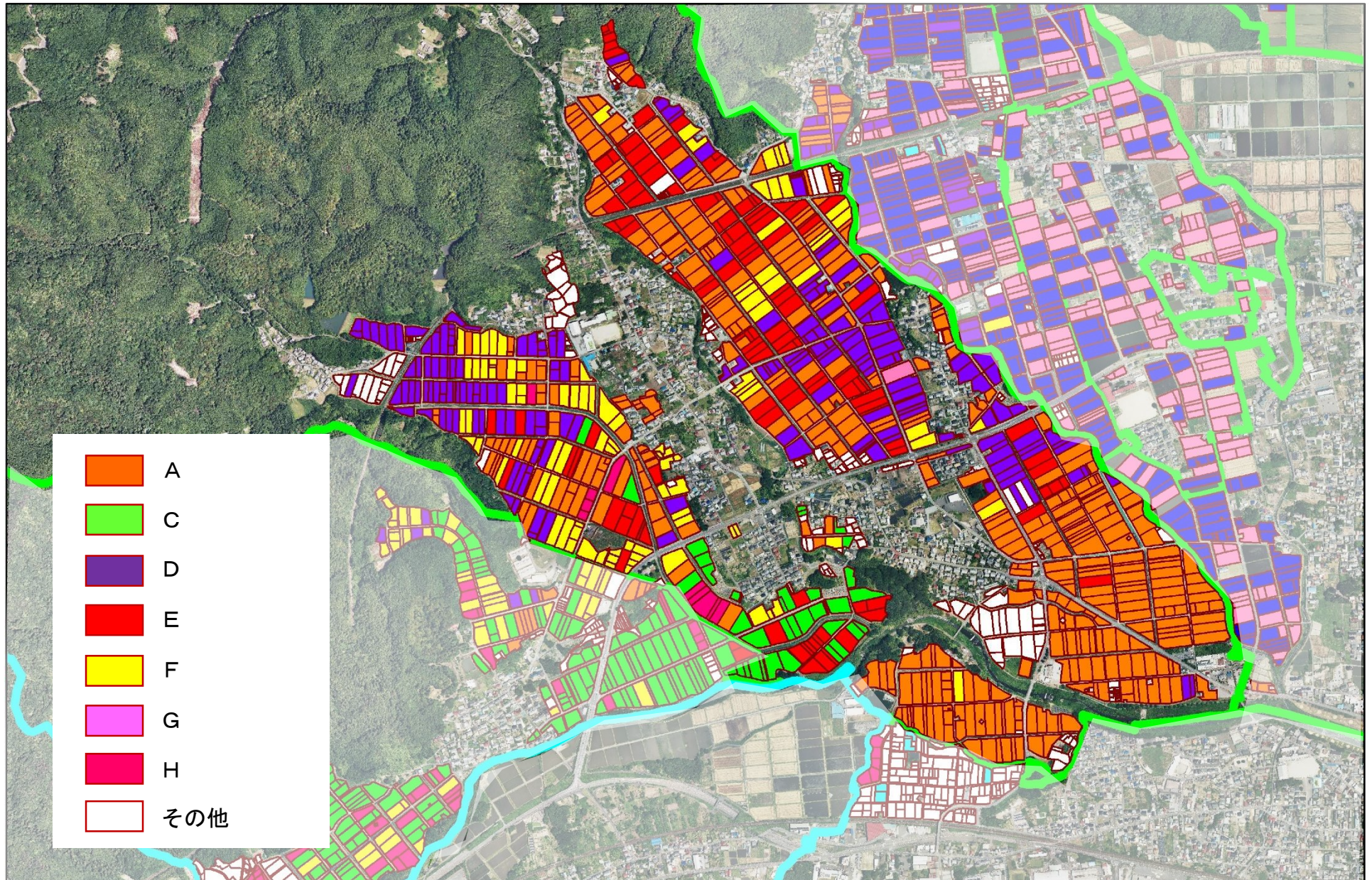
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

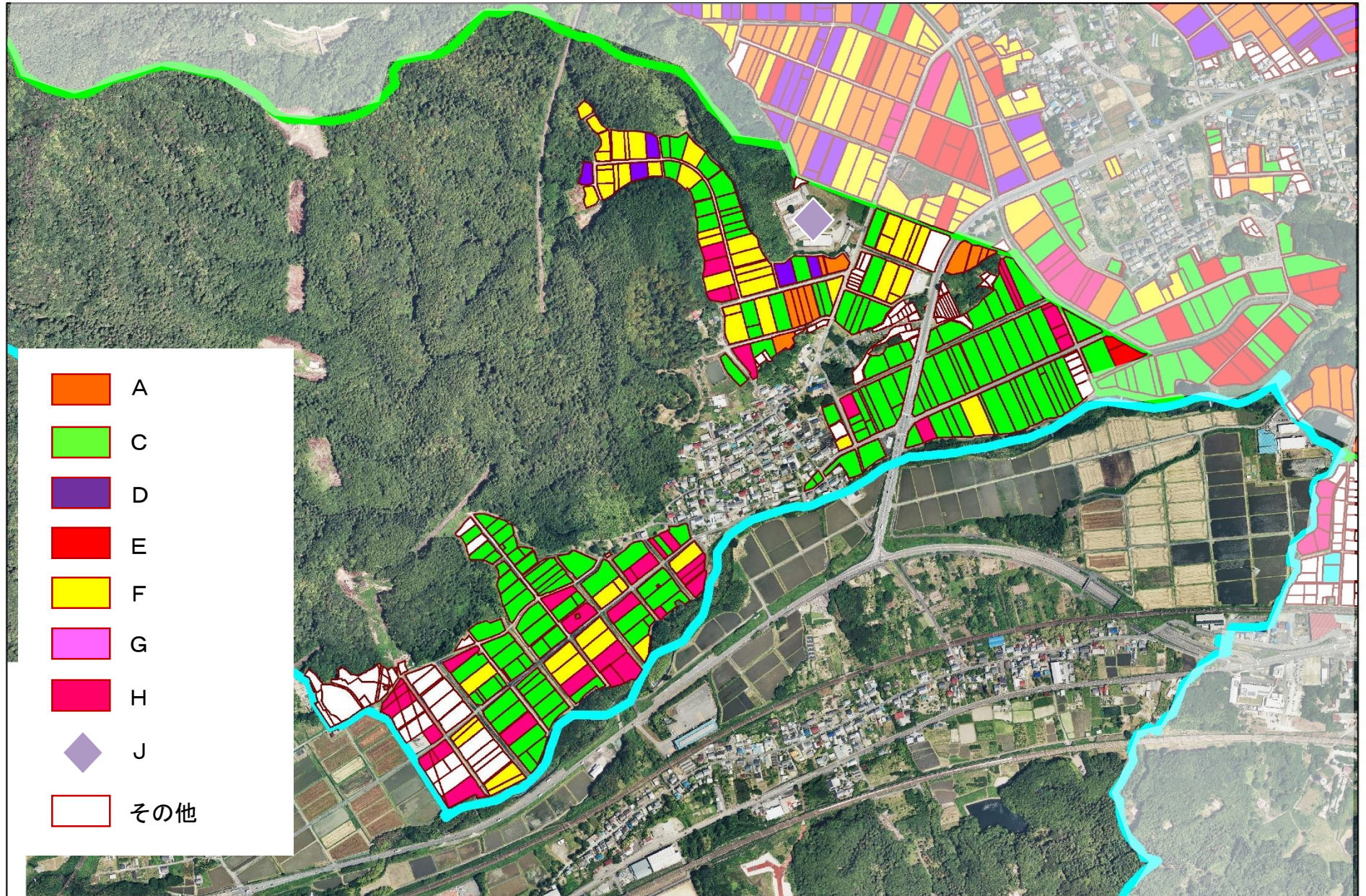
目標地図

岩手地区

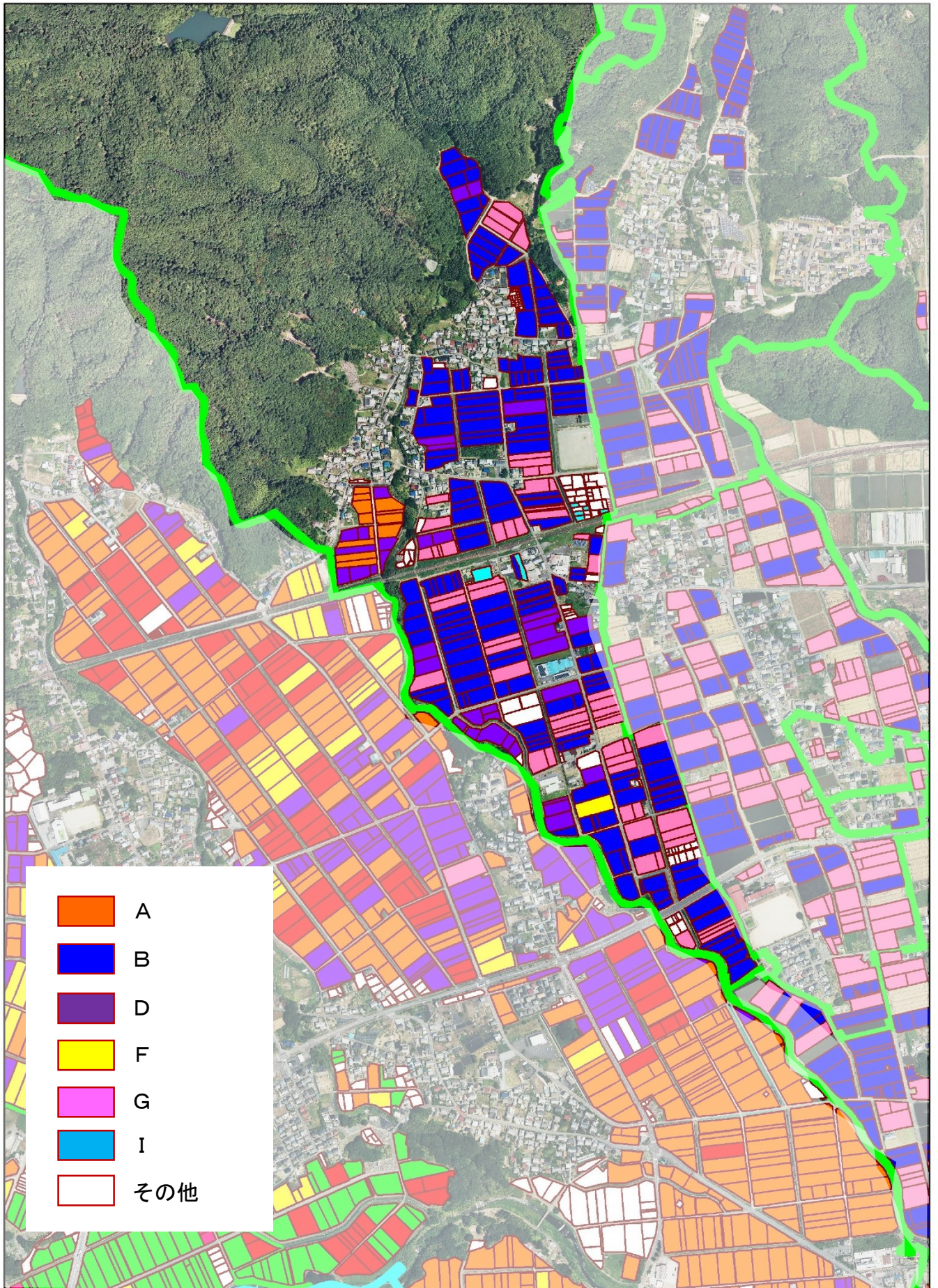
(菩提集落、長畑集落、川原集落、下町集落、五明集落、漆原集落、谷集落、宮の前集落)



目標地図
岩手地区（伊吹集落）



目標地図 岩手地区(大石集落)



目標地図 岩手地区（不帰集落）

